

# 時事新報

第一千九百三十七號  
明治廿四年二月廿一日  
舊曆辛卯正月十三日  
日出午前六時二十三分  
月入午後五時七分  
入午前五時零三分  
潮午前五時零三分  
潮午前四時四十分

右出版物へ治安二妨害アリト認ムルヲ以テ其發賣頒布  
一だいひくばん (同上) 同上

明治廿四年  
二月二十日  
內務大臣伯爵西郷從道  
大藏省告示第一號

○加奈陀東洋間のムスに書を寄せ  
奈陀に到る迅速の結びたる事并にが  
との間に迅速なる

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日一休刊セラ其什價  
遞送料廣告料へ左ノ如シ  
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三  
圓○一箇年消金六圓  
○時事新報正記、直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一  
箇月十五錢ノ遞送料、申受ク

行二售十二錢十一錢十錢五厘

卷之三

今之文明世界に立國の道は商賣に外ならずと雖も商賣の繁昌するは其安全あるが爲めにして國の商安、全か  
らざるに於ては商賣繁昌の望ある可らず即ち商賣の安全不安全は其國運の如何を見る可きものにして西洋諸國などにては政府の法律の如きも商賣の安全を目的とする勿論あれども社會一般の仕組に於ても商安を謀る道備はらざるは亦く船舶には海上保險あり人身には生命保險あり、家屋には火災保險あり其他職工の保險あり奉公人の保險あり苟も財産と名く可きものあれば茲に保險の仕組あり如何ある事海災難に遭ふも其安全を失はざるの用意にして商安斯くの如くにして始めて商賣の繁昌を見る可きあり我國に於ては從來政府の法律あり社會の仕組あり商安を謀る道、甚だ備はらずして國の爲めに憂ふ可きもの少なからず我輩の毎々切論したる所あれども維新以來法律の改正も其要は人權を固くし私有を保護するの精神にして殊に國會の開設は此精神をして益々發達せしむるより外ならざれば議場の議論は大に商賣の安全を謀るものある可しと豫期したるに豈に圖らんや實際は全く反對にして我輩の希望を空ふしたるみそ遺憾あれ彼の會社の保護金云々の議の如き實に商安の妨害にして我輩の曾て其非を論じたる所なれども議會の多數は何の見る所ありてか遂に之を議決し郵船會社の補助金は八十八萬圓を五十萬圓に減じて鐵道會社の保護は全く之を廢したり斯る急激の議決は國より實際に行はる可きに非ざれども我輩は之を議會が商安を蔑視するものとして大に論せざるを得ず先づ郵船會社の事に就て之を云はんに會社創立の事情及び其契約の次第は姑く擱き單に議會の精神より見るも抑も今の會社に如何ある落度失策あり又其株主に如何ある罪あればとて斯る不親切の議決に及びたるか會社の事業の小規模にして日本の國力に割合し航路の擴張せざるは第一其資本の不如意なると又政府の保護も唯その損失を償ふを目途として其他に及ばざる次第なれば是れは致方あしとて會社創立以來株の買を見るに其の高は非常のものにして明治十九年三月より本年一月に至るまでの間に株式取引所にて出来高は凡そ百廿萬株以上ありと云ふ事實の頻繁な

高圓の相違が生じたり議會の一回二百十五萬圓の相違ありとすれば若しも今回の議決が實際に行はるしに於ては會社の面目は忽ち一變して株主の倒産は無論、その災難は延いて商賣社會の全體に波及す可し我輩は今日の實際に萬々ふの事あきを信じて安心するものなれども議會の精神に至りては商安を蔑視し國の爲めに親切あらざるものとして大に其非を鳴らす者なり抑も國の商賣擴張する其道は多岐あれども今の日本の大勢より云へば航海を獎勵するは最も其急務ありと云はざるを得ず然るに今日の如く全く一會社の營業に一任し日本船の航路は國の沿岸を除くの外僅に上海に達するに過ぎざるの有様にては到底商權の擴張を見るの期はある可らず議會の人々が若しも國の爲めに謀るの親切あるに於ては何は兎もあれ先づ第一に航海の業を擴張するの計畫ふそ願はしけれ英國の航海が今日の隆盛を致したるは種々の原因もあるひどあらんと雖も同國に航海法の設ありて航海の業を保護したるもの與りて力わりと云はざるを得ず今や議會の人々は正に立法の職に在るものあれば國家遺失の計の爲めに航海の法を制し大に其業を獎勵して東洋の諸港は申す迄もなく地中海太平洋の航路をも開き國の商賣の擴張を謀るふそ其本分なる可うに其計此に出でずして些々たる保護金にまでも容喙し會社を苦しめ株主を驚かし一國の商安を動搖せしめて自から得たるは我輩の更に恥辱せざる所あり

(以下次號)

官

御名御璽

明治廿四年  
二月十九日　内閣總理大臣伯爵山縣有朋

内大臣正一位大勳位公爵三熊實英國葬ノ件ヲ  
裁可ス

内大臣正一位大勳位公爵三熊實英國葬ノ件ヲ  
勅令第十四號

日本學校生徒玩券(日本銀行兌換)日本發行　發行者未詳

日本大陽大小略曆(同上)　同　上　同　上　上

タモナヤ(本文ハ洋字ニレア高圓ニ「大」  
小カ典中ハヤミノ文字ア)

と難く却て十餘年來賣買の値段によりて自然に公平を得たるの優れるに如かず莫大の費用を投じて相替らずに過ぐるものあらん歟とぞ免も角も正理を保護するみを肝要なれとの仲裁もあるよし

○函館札幌二派有志の運動 北海道にても初期の國會に請願せんとする二派あり一を函館有志者の發金に係る北海道議會設立、二を札幌有志者の發金に係る北海道施政更革請願是れなりとす元來函館地方の有志者は北海道に自治制の實施を希望し昨年來頻りに奔走計畫する所あり若し全道にして許可あきに於ては舊函館縣議員高津次郎氏が北海道に地方議會設立の建議を呈下は他地方に比して諸事進歩し敢て内地と異なる點わらざれば該縣のみを復興し度と望み居る際義に衆議院議員高津次郎氏が北海道に地方議會設立の建議を呈出するや同地方有志者は翕然之れに賛同の意を表したり然ども地方議會にては單に地方經濟に參與するを得るに止まり該道に於ける最も重要なにして最も困難ある國庫の支出にかかる事業費に向て容喙するを得ざるを遺憾とし拵ふそ北海道議會設立の請願に及びたるなり此有志者は去る一日函館に有志大會を開き既に陳情委員二名は上京して請願書は既に議會に於て落手されたれば目下各議員の門を敲き其意見を謹述し奔走盡力中あり又札幌有志者の今回の舉に出でたるは昨衆議院豫算委員會に於て北海道廳經費中より二十四萬圓を減少したるより斯くありては諸道の事業上にも影響を及ぼすものあれば更に右減額を新規事業費に移して益々拓地殖民事業の擴張を計らんとて去日來屬々有志會議を開き略ば運動の方針を一定せしものゝ如くありしも其後如何の消息を聞かざりしが今又更に右の計畫に自治制施行、帝國議會議員の選出、地方議會設立なる運びに迄至りし所又々右の項中自治制施行の一箇條を削除する旨札幌有志者より小樽へ通知したるより大は小樽有志の感情を察し今に議論經らざる様子なるが早晩折合ひを付け上京するに至るならんと云ふ

の防火用小河を開き、其の傍に埋立地を造成して、その上に新築の防火用小河の防護施設を建設する。この工事は、明治三十一年度に着手され、現在も進行中である。

○内務省告示第五號	明治廿四年 二月十九日	内閣總理大臣伯爵山縣有朋	裁可ス
内大臣正一位大勲位公爵三條實美薨去ニ付特ニ國葬ヲ行フ	勅令第十四號		
一日本學校生徒玩券 <small>(日本銀行兌換)</small>	日本發行	發行者未詳	
一日本太陽大小略曆 <small>(同上)</small>	同	上同	
一チモナヤ <small>(本文ハ洋字ニシテ裏面ニ「大」小カタキハヤミノ文字アリ)</small>	同	上同	
(同上)	同	同	
	同	同	
	上	上	

益々拓地殖民事業の擴張を計らんとて去日來屬々有志會議を開き、略ば運動の方針を一定せしものゝ如くありしも其後如何の消息を聞かざりしが今又更に右の計畫に自治制施行、帝國議會議員の選出、地方議會設立なる三項を加へ即ち北海道施政更革請願是れあり之れには小樽の有志者も同意して近々陳情委員を上京せしむる運びに迄至りし所又々右の項中自治制施行の一箇條を削除する旨札幌有志者より小樽へ通知したるより大に小樽有志の感情を害し今に議論騒然ざる様子なるが早晩折合ひを付け上京するに至るならんと云ふ

し  
日本機物見本 第一  
りし東京府吳服本  
物見本帳は堅一記  
合八冊品類は凡て筋  
筋の調査したるより  
は云へど支那向ふ  
此に品評し難し  
支那の摘要 清開  
みにて世間物騒の  
くづらう

右出版物ハ治安ニ妨害アリト認ムルヲ以テ其發賣頒布  
ヲ禁止ス

○加奈陀東洋間のムスに書を寄せ  
奈陀に到る迅速の結びたる事并にが  
との間に迅速なる